

制限付一般競争入札公告共通事項(物品購入)

制限付一般競争入札については、公告及びこの制限付一般競争入札公告共通事項を確認のうえ入札に参加してください。

制限付一般競争入札は、兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して入札を行います。入札に関する手続きについては、兵庫県電子入札共同運営システム利用規約、三田市電子入札運用基準及び三田市電子入札のしおりに従って行います。

1 制限付一般競争入札に参加するには以下の要件(①～⑤)をすべて満たす必要があります。

- ① 三田市の入札等参加資格者名簿登録者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく入札参加の資格制限に該当しないこと。
- ③ 三田市の指名停止基準に基づく指名停止又は建設業法第28条の規定による営業停止の処分を入札参加申込期限日（確認基準日）から契約予定日までの間に受けていないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の者については、会社更生法に基づく裁判所の更生計画の認可決定までの間、入札参加できない。また、民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中の者については、民事再生法に基づく裁判所の再生計画の認可決定までの間、入札参加できない。ただし、国土交通省一般競争参加資格認定（再認定）がある者はこの限りでない。
- ⑤ 三田市が交付した物品電子入札用ID・パスワードがあり、電子入札参加のための事前準備が完了していること。もしくは電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づく電子認証カード（以下「ICカード」という。）を取得し、三田市の電子入札システムに接続可能なものであって、当該ICカードを使用し入札参加資格確認申請受付締切日までに本市の電子入札の利用者登録手続きを完了していること。

2 入札参加の申し込みについては以下のとおりとします。

入札参加申込書の交付は兵庫県電子入札共同運営システム（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>）にて行う。（無料）

(1) 入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を電子入札システムにより送信し、参加しなければならない。

- ① 競争参加資格確認申請書（電子入札システム内にあります。）

(2) 送信する資料の内容等

① 制限付一般競争入札参加申込書

※兵庫県電子入札共同運営システムポータルサイト（三田市）からダウンロードし、必要事項を入力してください。

② 業務実績等調書

※兵庫県電子入札共同運営システムポータルサイト（三田市）からダウンロードし、必要事項を入力してください。

③ その他確認用書類等

公告記載の条件を満たしていることが確認できる書類の写し等を添付すること。（業務の実績等を示す契約書、納品物の写真、図面、書類など）

※①～③の送信する資料は、全て1つのPDFファイルとして送信してください。

また、送信するファイル名を「申請者の商号又は名称」に変更して送信してください。

(3) 資料の取扱い等

- ① 資料の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- ② 提出された資料は、市において無断で使用することはできないものとする。
- ③ 提出された資料は、返却しない。

※ 申込は公告記載の期間内で、電子入札システムの休止時間並びに土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時（申込最終日は午後3時）までとする。

仕様書の配布・閲覧は兵庫県電子入札共同運営システム (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>)にて行う。（無料）

3 入札参加資格の審査及び結果通知については、以下のとおりとします。

- (1) 入札参加資格の結果通知は、公告記載の日に電子入札システムの競争参加資格確認通知書により通知する。（電話による問い合わせは受け付けない。）
- (2) 入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、公告記載の日までに、電子入札システムの「参加資格なし」に対する理由請求画面よりその旨を入力し、市に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。（郵送及びファクシミリによるものは受け付けない）期日までに請求のあった場合は、速やかに回答する。

4 仕様書に対する質問については、以下のとおりとします。

仕様書等に対する質問がある場合は、公告記載の日時までにファクシミリ（079-559-6877）またはメール（keiyaku@city.sanda.lg.jp）にて三田市契約検査課まで提出すること。（様式は任意のもので可。なお、上記期日以降の質疑は一切受け付けない。）

上記の質問に対する回答は、公告記載の日までに、兵庫県電子入札共同運営システムの関連ファイルダウンロードにより掲載する。

5 現場説明会は、原則実施しません。

6 契約の連絡方法等及び締結場所については、以下のとおりとします。

開札が終わり次第、落札者に対して公告に記載の入札・契約担当課より電話にて連絡をする。落札決定後、公告に記載した契約予定日を目途に契約を締結する。

締結場所は、公告記載の入札・契約担当課とする。

7 契約条項等の閲覧場所及び期間については、以下のとおりとします。

閲覧場所は、公告記載の入札・契約担当課とする。

閲覧期間は、公告記載の入札日の最終日までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前9時から午後5時までとする。

8 その他については、以下のとおりとします。

- (1) 入札参加者の連合の疑い、不正不穏の行動等をなす等により、入札を公正に執行できないと認めるとき、又は競争の実益がないと認めるときは、入札を中止することがある。

- (2) 入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者（組合（共同企業体を含む。（3）において同じ。）にあってはその構成員）の同一入札への参加は認めないこととする。その取扱いについては以下のとおりとする。
- (7) 資本関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。
- ① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
 - ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (イ) 人的関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
- ① 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下、単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記（7）又は（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (エ) 本件入札に参加する複数の者の関係が（7）から（ウ）に該当する場合には、該当者のした入札を無効として取り扱うものとする。ただし、入札執行の完了に至るまでに（7）から（ウ）に該当する事実が判明し、該当者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはならないものとする。
- (3) 原則として、提出された書類の差し替え及び再提出はできない。
- (4) 虚偽の記載をした者は、三田市の指名停止基準により指名停止となり、その者のした入札は無効とする。
- (5) 入札をした者は、入札後この公告、仕様書等について、その不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (6) 三田市電子入札しおりの25に該当する入札等は無効又は失格とする。
- (7) 入札金額の入力にあたっては、入札書に入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力すること。
- (8) 落札者の決定は、**最低の価格をもって入札した者を落札者とする。**
- (9) 入札回数は、**2回まで**とする。
- (10) 市が締結する契約から暴力団及び暴力団員を排除し、その適正な履行を確保するため、契約金額が50万円を超える案件については、契約締結時まで自ら暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書等を徴取する。
- (11) 入札参加者は三田市電子入札のしおり、三田市電子入札運用基準及び兵庫県電子入札共同運営システム利用規約、三田市契約事務規則及び入札注意事項（電子入札 物品購入）を熟読し、その他関係法令を遵守しその内容を十分承知して参加すること。